

# 登園許可証明書

保育園は、乳幼児が集団で長時間生活をともにする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことはもちろん、お子さま方が一日快適に生活できることが大切です。

登園停止期間の基準を目安に、かかりつけの医師の診断にしがたい、登園許可証明書の提出をお願いします。なお、保育園での集団生活に適應できる状態に回復してから登園するよう、ご配慮ください。

お子さま方の健康を守るため、ご理解とご協力をお願いします。

滝ノ水こども育つ園てくてく お子さまのお名前\_\_\_\_\_

## 第2種感染症

病名	登園停止期間の基準
新型コロナウイルス	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹（はしか）	発疹に伴う発熱が解熱した後3日経過するまで
風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹後5日を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで
水痘（みずぼうそう）	すべての発疹痂皮（かさぶた）になるまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日経過するまで
結核	病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで

## 第3種感染症

病名	登園停止期間の基準
流行性角結膜炎（はやり目）	医師により感染のおそれがないと認められるまで
急性出血性結膜炎	医師により感染のおそれがないと認められるまで
腸管出血性大腸菌（O-157,O-26など）	医師により感染のおそれがないと認められるまで

## 第3種その他

病名	登園停止期間の基準
溶連菌感染症 手足口病 流行性嘔吐下痢症（ロタウイルス、アデノウイルス、ノロウイルスの疑い） ヘルパンギーナ 伝染性紅斑（りんご病） マイコプラズマ肺炎 RSウイルス 伝染性膿痂疹（とびひ） その他の感染症【 _____ 】	医師の判断による (症状が回復し、集団生活に支障がないと認められること。)

\*病院によっては、証明書が有料の場合もあります。

病名  
\_\_\_\_\_

出席停止期間 月 日 から 月 日 まで  
月 日 から 登園してもよいことを証明します

証明日 令和 年 月 日

医療機関名 \_\_\_\_\_ 医師名 \_\_\_\_\_ 印